

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和3年12月24日 情管第59号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号。以下「情報通信技術利用規則」という。）が制定されたことに伴い、和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則実施要領を別記のとおり定め、平成17年4月1日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

別記

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則実施要領

第1 趣旨

この要領は、情報通信技術利用規則の規定により、公安委員会等に対して行い、又は公安委員会等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項等を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語は、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）及び情報通信技術利用規則で使用する用語の例による。

第3 申請者等の使用に係る電子計算機の技術的基準（第4条第1項関係）

情報通信技術利用規則第4条第1項の規定により申請等を行う者（以下「申請者等」という。）の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能を備えたものとする。

- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機で提供される様式に入力できる機能
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能

第4 公安委員会等が指定する電子計算機（第4条第1項関係）

情報通信技術利用規則第4条第1項に規定する公安委員会等が指定する電子計算機は、公安委員会等が申請等を行わせる電子情報処理組織に備えられた電子計算機とする。

第5 申請者等の氏名等の確認方法（第4条第2項及び第7条第1項関係）

情報通信技術利用規則第4条第2項ただし書及び第7条第1項ただし書に規定する公安委員会等の指定する方法は、当該申請等を所管する所属の長が定めるものとする。

第6 電子署名を要しない申請等及び代替措置（第4条第3項関係）

- 1 情報通信技術利用規則第4条第3項ただし書に規定する申請等は、別表に掲げる申請等とする。

2 別表に掲げる申請等（公文書開示請求及び公文書任意開示申出を除く。）に電子署名を要しないこととする場合は、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する代替措置を講じるものとする。

第7 添付事項の入力方法（第4条第4項関係）

- 1 申請者等は、情報通信技術利用規則第4条第4項の規定により添付事項を入力するときは、公安委員会等が使用する電子計算機の映像面に表示できる電磁的方式により行わなければならない。
- 2 申請者等は、添付書類をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）で読み取り作成した電磁的記録の入力をもって、第4条第4項で規定する添付事項の入力に代えることができる。この場合において、公安委員会等は、申請者等に当該電磁的記録への作成日時の記録を求めることができる。

第8 添付書類の提出（第4条第4項ただし書関係）

申請者等は、情報通信技術利用規則第4条第4項ただし書の規定により添付書類を提出するときは、公安委員会等が申請者等に対して付与する文字、番号又は記号その他の符号を当該添付書類に表示した上、当該申請等を行った日から3日以内に提出しなければならない。

第9 添付書類の提出期間（第4条第5項関係）

情報通信技術利用規則第4条第5項に規定する公安委員会等が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第2条第4号に規定する申請
申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間
- (2) 行政手続法第2条第7号又は和歌山県行政手続条例第2条第8号に規定する届出
届出を行った日から3月を経過する日までの期間
- (3) その他の申請等
当該申請等を所管する所属長が定める期間

第10 部分オンライン申請時における必要な措置（第8条関係）

情報通信技術利用規則第8条の場合において、申請者等は、書面等（情報通信技術利用規則第8条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は公安委員会等が定める。

別表（第6関係）

申請等の名称	法令等名	規定
安全運転管理者の選任の届出、副安全運転管理者の選任の届出、安全運転管理者の解任の届出及び副安全運転管理者の解任の届出	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項
道路使用許可の申請		第78条第1項
道路使用許可の変更の届出		第78条第4項
道路使用許可の再交付の申請		第78条第5項
廃止の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
服装の届出		第16条第2項
服装の変更の届出		第16条第3項
護身用具の届出及び護身用具の変更の届出		第17条第2項
小型無人機等の飛行に関する通報	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
通行禁止道路の通行許可の申請	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項
制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請		第8条第1項
責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
公文書開示請求	和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）	第6条第1項
駐車の許可の申請	和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）	第8条第1項
安全運転管理者の届出記載		第13条第1項

事項の変更の届出		
副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出		第13条第2項
公文書任意開示申出	和歌山県警察の情報の公開に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第9号）	第15条第2項